

国会における安保関連法案の強行採決に抗議し法の施行に 反対するとともにこの法の廃止を求める意見書

去る9月19日未明、参議院は本会議において安保関連法案を採決した。

この法案は、衆参両院で与党によって強行採決された。参議院特別委員会採決は、議事録さえ作成されえない事態のなかでの出来事であり、採決とは程遠いものであった。

地方議会をはじめ、国民の多数が法案の内容が理解できないし納得できないと、採決後もさまざまな形で政府に廃止を求めている。

安倍首相は、法案提案時には、日本国民の生命や権利に明白な危険が迫る存立危機事態の例として繰り返し強調したホルムズ海峡の機雷除去についてさえ、現実問題として発生することは想定していないと国会で答弁した。防衛大臣は、憲法を法案に合わせるとまで言い、この内閣が憲法を遵守する姿勢を持たないことを繰り返し露呈しつづけてきた。

日本は立憲主義の国であり、どのような法案でも憲法第98条の規定が遵守されていなければそもそも提案すべきでない。

今国会で強行を繰り返して採決された安保関連法は、日本の立憲主義、民主主義、平和主義に相容れないものである。

よって、衆参両院議長と内閣総理大臣に次のことを強く求める。

記

1. 憲法第9条は国策としての戦争政策を禁じており、この憲法の理念に反する法の作成、国会提案は絶対に行わないこと。
2. この安保関連法は、国民の大多数の反対を無視して成立させたものであり、法による具体的な施行をしないこと。
3. 今期国会で成立したとされる安保関連法は、憲法違反の法であるから、即時、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月30日

広島県庄原市議会